

重要

平成26年3月14日
JLIC通信 第2603001号

会員校 各位

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-9

TEL 03-3261-8755 Fax 03-3261-6488

日本語学校学協同組合

新共済制度スタートのご案内

平素は日本語学校協同組合の運営につきまして、多大なご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨年の通常総会にて決議いたしました「新たな共済事業の認可取得を目指して」(第5回通常総会第4号議案)につきまして、昨年末から所管の文部科学省において事前にご審査をいただき、平成26年2月18日付にて正式申請をしたところ、この度4月1日より新たな共済制度をスタートできることとなりました。

新共済制度の概要

- ① 共済掛金を引き上げることなく補償限度額をアップしました。
- ② 学生の家財補償・借家人賠償責任補償の引き受けが可能となりました。
- ③ 共済期間は最長1年となります。
2年(24か月)コースや18か月コースはなくなり、2年の学生も1年毎に掛けていただくこととなります。
- ④ 共済期間は在籍期間に応じて1ヶ月～12ヶ月まで(短期プランは6ヶ月まで)1ヶ月毎の設定となります。
途中加入、途中解約など未・既経過月数に応じて1ヶ月毎対応できるようになりました。

掛け金を変えることなく、より充実した内容となりましたので、引き続き日本語学校協同組合の「留学生プラン」をご利用いただき、充実した学校運営の一助としていただければ幸いです。

新しいパンフレット等は作成次第後送いたしますが、まずは新共済プラン掛金表、共済規程集、見舞金規程(サンプル)を添付いたしますので、ご確認いただき、不明点など何なりと事務局にお問い合わせください。何とぞよろしくお願い申し上げます。

※日本語学校協同組合所管行政庁:文部科学省 大臣官房総務課行政改革推進室